

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

- ☒ 誘導施設を有する建築物の新築
☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為
- について、下記により届け出ます。

令和5年 6月 1日

宇佐市長 宛

着手予定日の30日前までに提出

届出者 住所 宇佐市大字上田〇〇番地
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 宇佐 太郎
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在、地番：宇佐市大字四日市〇〇番地 地目：宅地 面積：3,000平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日：令和5年 7月 1日 完了予定年月日：令和5年 12月 1日 店舗面積：1,100平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

代理者 住所 宇佐市大字法鏡寺△△番地 氏名 株式会社△△設計 担当△△	連絡先 △△△△-△△-△△△△
---	------------------

注 代理者により届出をする場合は、委任状を提出すること。